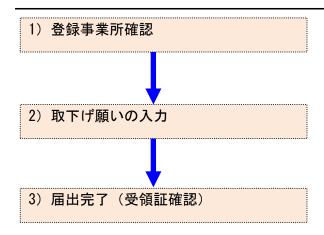
第4章 取下げ願い

〇取下げ願いの手順



1. 取下げ願い

- 1) 登録事業所確認
 - (1) メニューの「1-1. 排出量等届出」をクリックします。

メニュー 1.排出量等届出管理	【NITEからのお知り 再表示	5t)			
1-1.排出量等届出		排出把握年度	要処理件数	未処理照会件数	
1-2.ファイル・帳票出力	排出量等届出	2023	3	1	
2.使用届出管理	要処理件数には未処理照会件数と最新把握年度の入力途中(照会の回答入力途中を除く)の件数を足した件数を表示しています。未処理照会件数は要処理件数の内数。				
2-1.登録情報変更(担当者、事業者情報等の変更)					
2-2. ユーザの削除(廃止届出)					

② 登録済の事業所一覧が表示されます。

「取下げ作成」ボタンをクリックすると、届出内容入力画面が表示されます。



2) 取下げ願いの入力

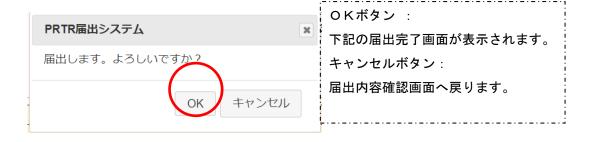
- A.「取り下げの理由」を入力します。必ず入力してください。
- B. 修正箇所があれば、入力してください。「元に戻す」ボタンをクリックすると、最初に表示した内容に戻ります。
- C. 届出ファイルを利用する場合は、ファイル指定を行い、「読込」ボタンをクリックしてください。 詳しくは第2章 2. 5)届出書の保存(読込)や印刷③を参照してください。
- D. 入力後、「入力内容確認画面へ」ボタンをクリックします。
- E. システムを操作している実際の年度が2024年度以降は、担当者欄に「電子メールアドレス」(最大2件入力可能)項目が入力項目として表示されます。任意入力となります。



3) 届出完了(受領証確認)

- (1) 入力に問題がなければ当画面が表示されます。
- ② 「入力画面に戻る」ボタンをクリックすると、取下げ願いの入力画面に戻ります。 「この内容で提出する」ボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。





③ 「OK」ボタンをクリックすると、都道府県等で取下げ願いが受付されます。 取下げ願い(完了)画面の「一覧へ」ボタンをクリックすると、事業所一覧画面へ戻ります。



④ 事業所一覧では処理状況が「届出済」となります。取下げ願いを提出した場合、変更届 出は提出できません。(取下げ願いが受理等によって完了した後に、新たな届出の処理 が行えるようになります)

提出した取下げ願いは、都道府県等からの通知を待ちます。「PRTR届出システム」をログアウトしてください。

また、事業所一覧の見方は、第2章 2.4)届出完了(受領証確認)③を参照してください。

